

医 薬 第 9 9 7 号
令和5年（2023年）7月20日

各保健所設置市保健所長様
各総合振興局（振興局）保健環境部
（保健環境部地域保健室）長様

（北海道）保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

急性中毒患者の届出について

このことについて、今般、地熱調査現場における蒸気噴出により、硫化水素中毒が疑われる事例が発生したところです。

道では、薬物・ガス等による急性中毒患者が発生した場合、北海道急性中毒患者届出条例（昭和48年北海道条例第29号）により、診断した医師は直ちに届け出ることとしております。

つきましては、急性中毒患者が発生した場合の速やかな届出について、別添通知文案を参考に、貴部（室）管内の郡市医師会及び各医療機関あてに周知をお願いします。

なお、医療機関で急性中毒が疑われる事例が確認され、地域において、保健衛生上適切な対策を講じることが必要と判断される場合には、可能な範囲で、保健所に情報提供をいただくよう併せてお願いするとともに、一般社団法人北海道医師会には、別途通知していることを申し添えます。

薬物対策係

TEL 011-231-4111(内 25-333)

FAX 011-232-4108